

公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 4 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成 24 年 10 月 16 日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた各ワーキング・グループにおける検討状況等を踏まえ、平成 24 年 12 月 18 日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

これを受け、今般、上場会社による募集又は売出しの公表前において、引受会員の役職員による当該募集又は売出しに関する情報の漏えいが判明した場合に当該引受会員の取るべき対応、及び、当該募集又は売出しに係る情報を利用したインサイダー取引が判明した場合又は当該上場会社の株価に大幅な下落が認められた場合に主幹事会員の取るべき対応について、「引受けに関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 引受会員は、その役職員により募集又は売出しに係る法人関係情報の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。）が行われたことが、当該募集又は売出しの公表前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならないこととする。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならないこととする。

（第 34 条の 2 第 1 項）

2. 主幹事会員は、募集又は売出しの公表前に、当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引（他の規定の対象となる取引を除く。）が行われたことが判明した場合又は当該募集又は売出しに係る上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合には、当該募集又は売出しの日程について、当該上場発行者と協議を行うこととする。

（第 34 条の 2 第 2 項）

3. その他所要の規定の整備を図ることとする。

III. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-3667-8647）

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 4 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(<u>上場発行者の役員による取引の場合の取扱い</u>) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（<u>不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。</u>）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。 3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該	(<u>引受けの中止時等の取扱い</u>) 第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、<u>未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うこと</u>を知りながら当該上場発行者が発行した株券等（第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。）の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。 2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。 3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該

新	旧
上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。 <u>(情報漏えい等の場合の取扱い)</u> <u>第 34 条の 2</u> 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該引受会員の役職員による当該募集又は売出しに係る法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。以下この条において同じ。）が、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に対して報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。 <u>2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</u> <u>1 当該募集又は売出しが行われることを知った者による当該上場発行者が発行した株券等の取引（前条第 1 項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。）が行われたことが判明した場合</u> <u>2 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合</u> 付 則 この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない<u>ものとする。</u> （ 新 設 ）

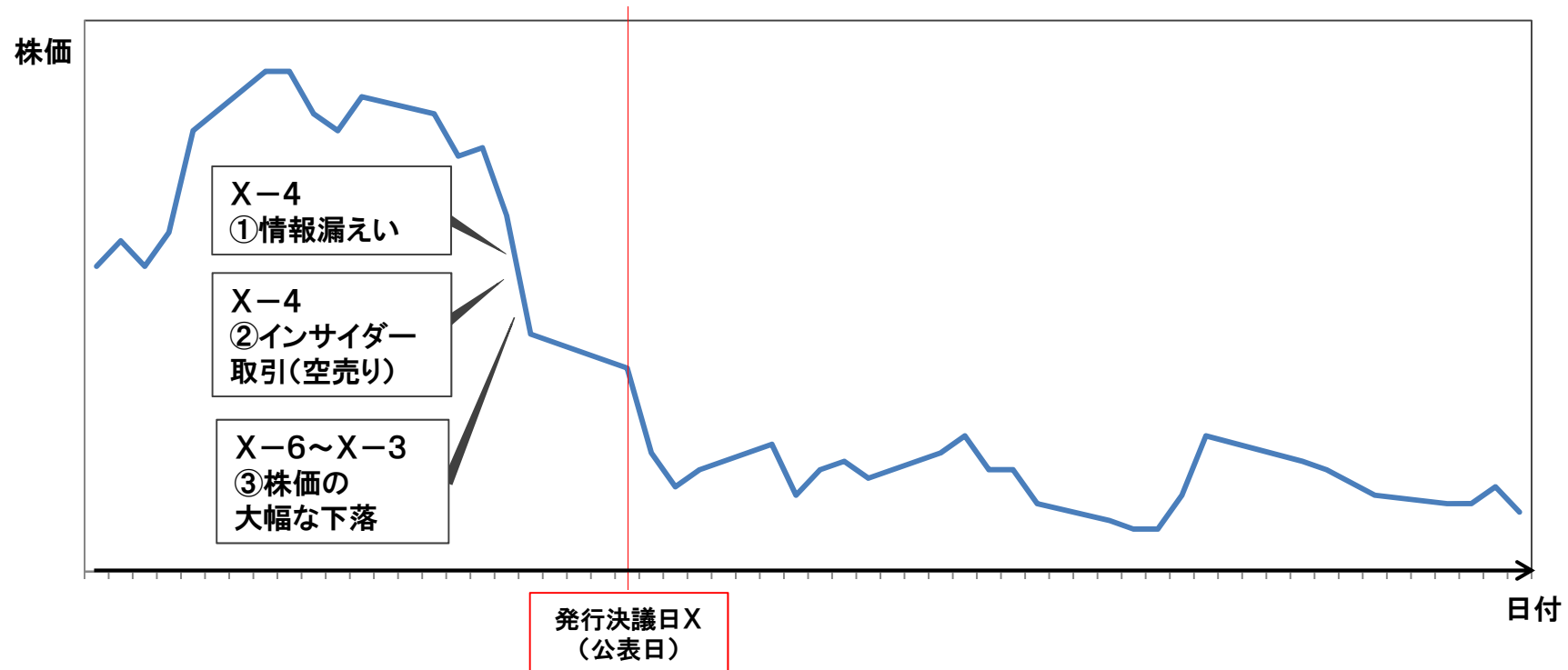
公募増資等の公表前における 情報漏えい等への対応に係る 規則改正について(概要)

平成25年4月16日

日本証券業協会

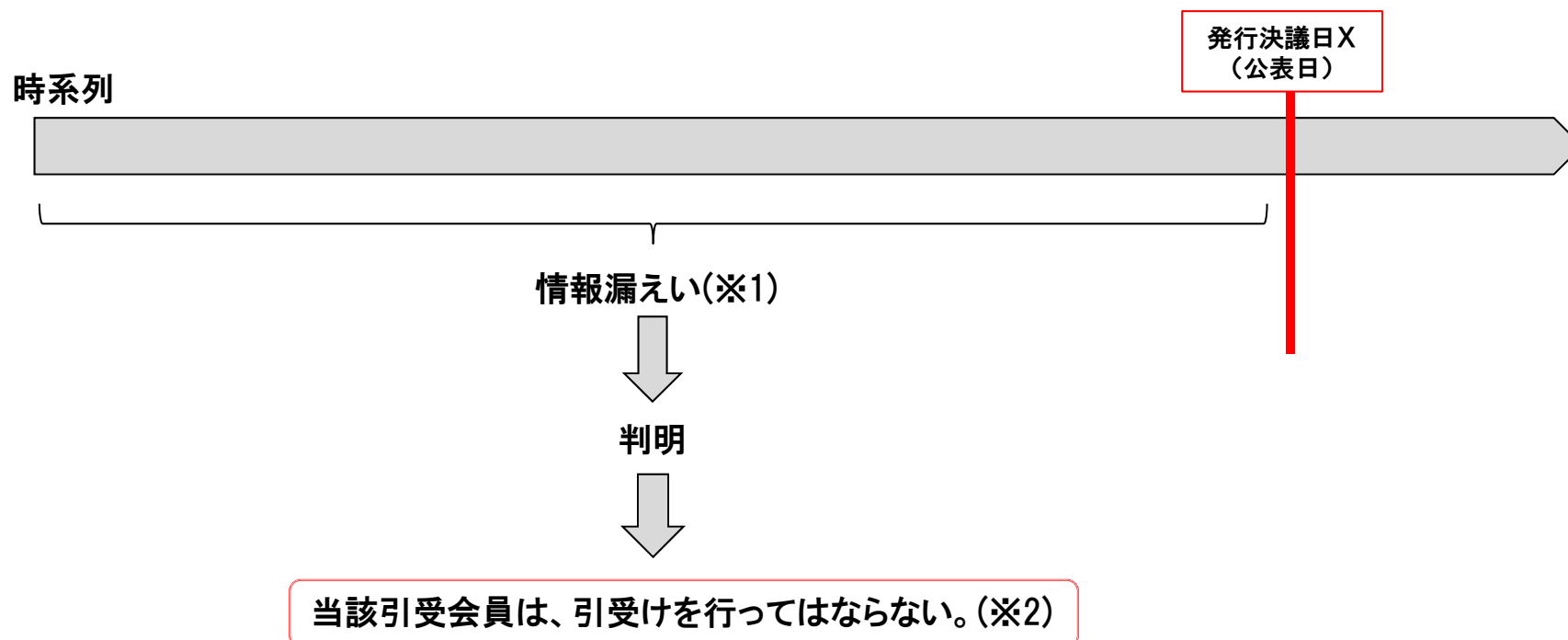
1. 増資インサイダー事例の構造

公募増資に関するインサイダー取引が行われた銘柄の株価



最近の公募増資に係るインサイダー取引事例については、そのほとんどのケースにおいて
①主幹事会員の役職員による情報漏えい
②情報受領者によるインサイダー取引(空売り)
③株価の大幅な下落
が公募増資の公表前に起こっていたことが明らかとなっている。

2-① 引受会員の役職員による 情報漏えいが判明した場合の対応

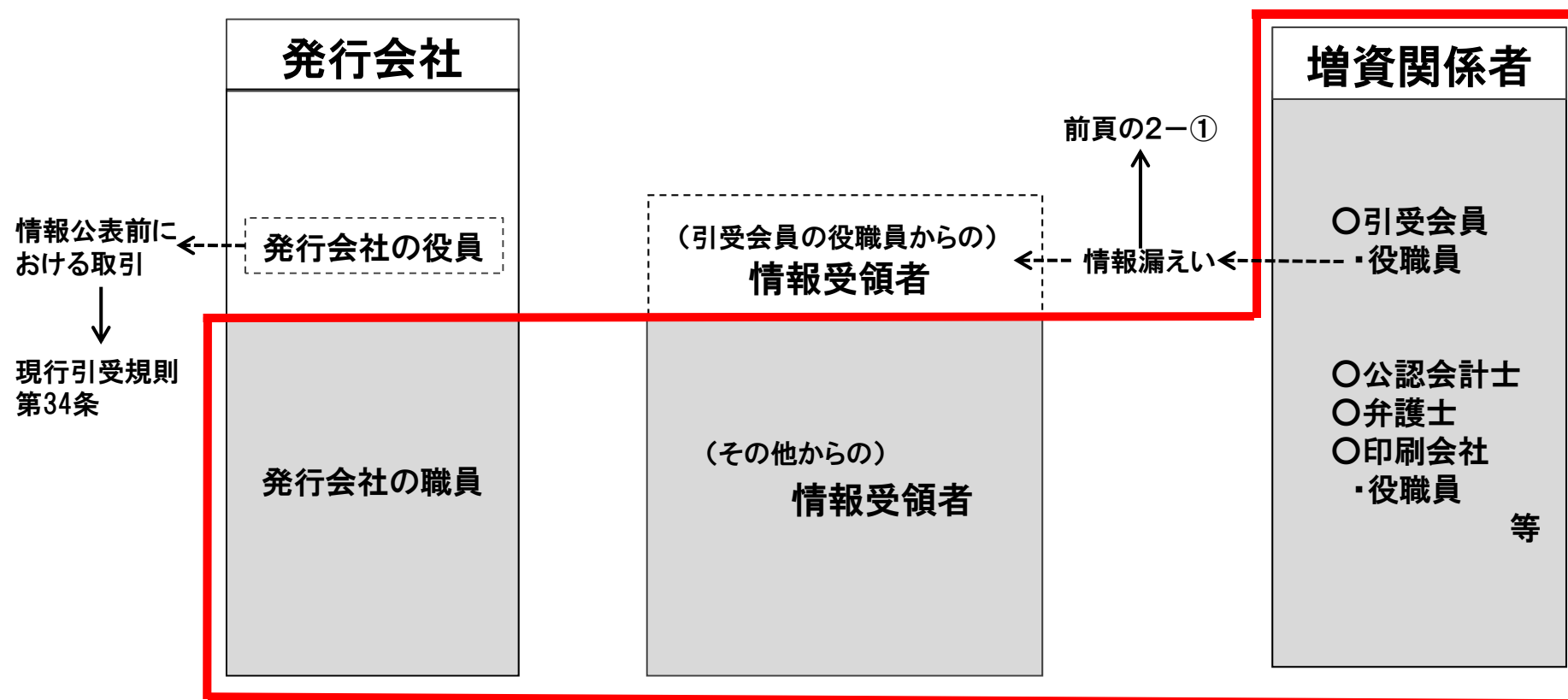


引受会員は、当該引受会員の役職員により株券等の募集又は売出しに関する法人関係情報が漏えい(※1)されていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、引受けを行ってはならないこととする。(※2)

(※1)業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除く。

(※2)引受会員が漏えいについて発行会社に報告を行ったうえ、当該発行会社が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。

2-②-1 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応

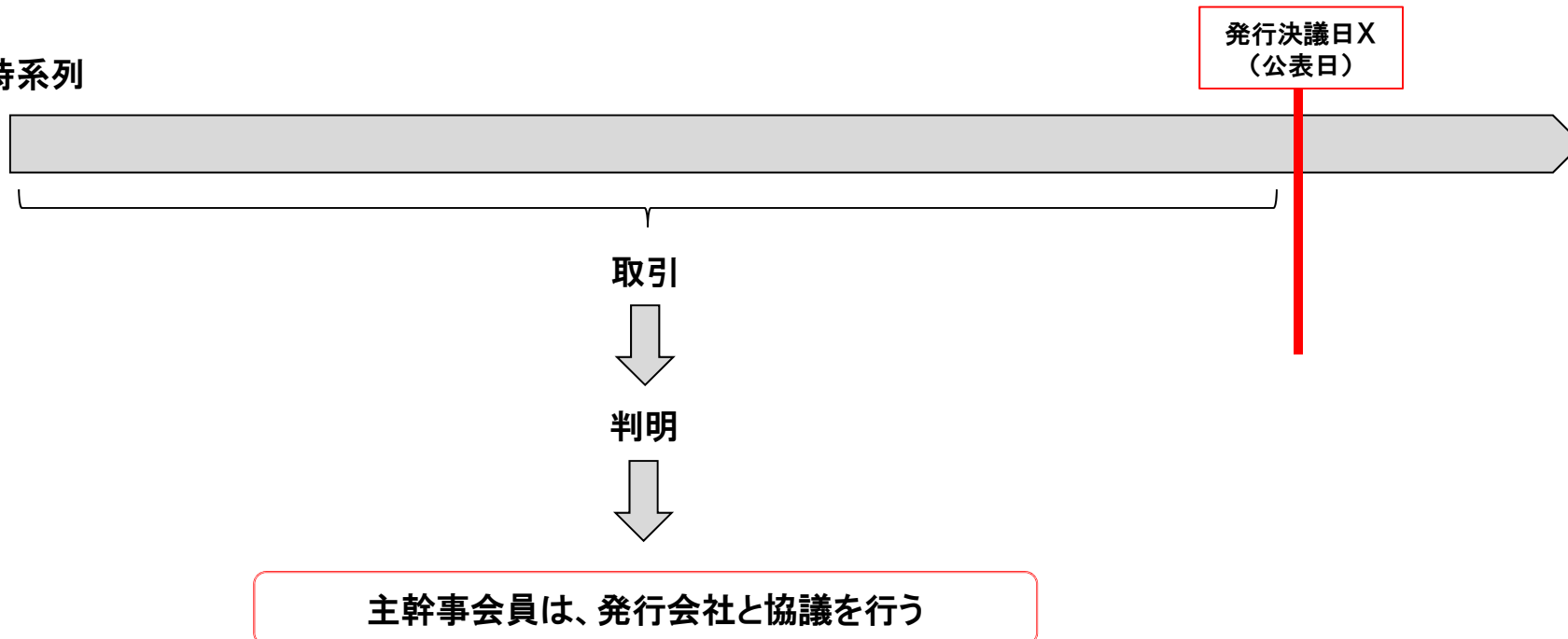


で囲まれた範囲の者による情報公表前における取引が対象となる。

2-②-2 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応

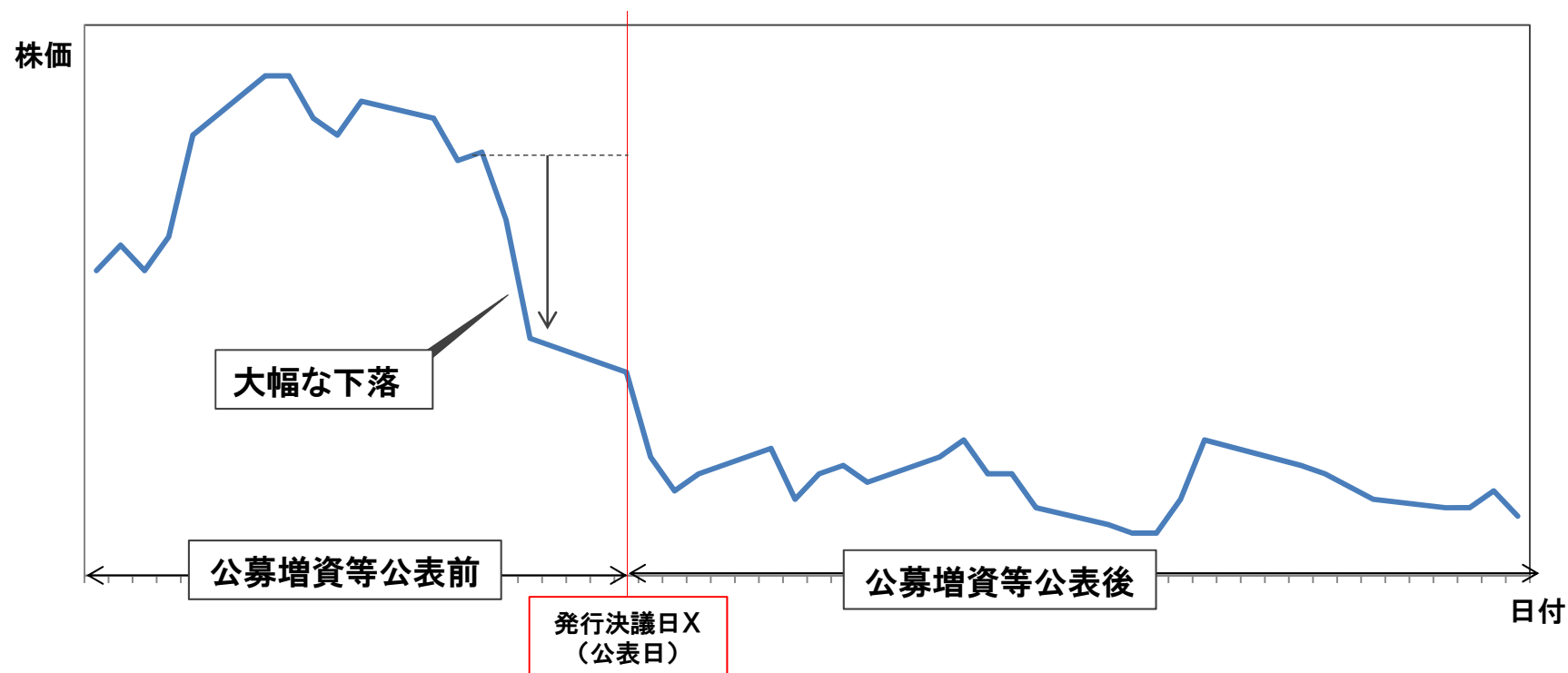


時系列



前頁2-②-1の で囲まれた範囲の者により、募集又は売出しが行われることを知りながら当該募集又は売出しに係る株券等の取引が行われていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、主幹事会員は、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

2-③ 株価の大幅な下落が認められた場合の対応



主幹事会員は、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに、発行会社の株価に大幅な下落が認められた場合には、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。